

判定士だより

'93 創刊号

VOL-1



- ◇ 模擬訓練の実施
- ◇ 講習会実施結果・判定士登録状況
- ◇ 神奈川県西部地震被害想定調査結果の概要

神奈川県建築物震後対策推進協議会

創刊号……目次

- ◇ 創刊にあたって 1
- ◇ 特集
模範訓練の実施 2
- ◇ お知らせ/
地元判定士と応援判定士 5
判定士の組織と連絡網 6
判定標識例について 6
- ◇ 協議会ニュース/
講習会実施結果 7
判定士登録状況 7
神奈川県西部地震被害
想定調査結果の概要 8
- ◇ Q & A/
講習会での質問に対する回答 ... 9
- ◇ トピックス/朝日新聞の記事 11

表紙写真

平成5年9月1日の「防災の日」
に実施した判定士による第1回
応急危険度判定調査模範訓練風景

(本紙2～4ページ参照)

創刊にあたって

神奈川県建築物震後対策推進協議会会長
(神奈川県都市部長) 藤本 圭佑



今年に入ってから1月の釧路沖地震や7月の北海道南西沖地震などマグニチュード7クラスの大規模地震が発生し、大きな被害を与えたことは記憶に新しいことと思います。

本県でも過去、いく度もの地震被害を受けていますが、幸いなことにここ数十年は大きな地震は発生していません。

しかし、それだけにいつ地震が起きても不思議ではないと言われており、このところ、県内各地域に影響を与える大規模地震として「東海地震」や「県西部地震」などの地震発生切迫性が指摘されています。

そのため、県をはじめ各市町村では多様な地震対策を進めていますが、その1つとして、被災した建築物の安全性を判定する「応急危険度判定制度」の整備に向けて、平成3年8月5日、全国にさきがけて県と県内全市町村とで「神奈川県建築物震後対策推進協議会」を設立し、今年で3年目を迎えました。

この間、昨年8月21日には国の中央防災会議から、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」が出され、「既存建築物の耐震対策及び被災建築物に係る二次災害の防止対策の推進」という形で、「応急危険度判定制度」が国の施策としても位置づけられました。

このように、本事業が大規模地震対策としてますます大きな役割を担うこととなってきています。

昨年から判定士になっていただくための講習会を開催してまいりましたが、おかげさまで現在のところ約2,900名と多くの方々に判定士として登録していただきました。

こうした状況の中、地震対策に関する最新ニュースの提供や皆さんからのご質問等にお答えしていきながら、判定士の皆さんとコミュニケーションを図っていきたく、この「判定士だより」を創刊しました。

今後、機関誌として逐次号数を重ねていき、皆さんのお役にたてればと思っております。

本協議会では、これからもこの震後対策に全力をあげて取り組んでいきたいと考えておりますが、この事業を支えていただくのは、何と言いましても判定士の皆さんです。

どうかこれからも皆さんのご協力をお願いして創刊にあたって一言ご挨拶申し上げます。

模 擬 訓 練 の 実 施

応急危険度判定の充実を図るため、神奈川県建築物震後対策推進協議会では、判定士の皆さんと一体となって、実際の建物を使っての大地震による被災度調査実験と判定士自らが判定作業を行う模擬訓練とを併せて、開成町で8月30日と9月1日の両日に実施いたしました。

特に、9月1日は七都県市の合同防災訓練の一環として、合同防災訓練会場でも会場内の現地災害対策本部に判定士が参集し、判定調査の訓練場面(8月30日収録)をビデオ放映して紹介をいたしました。

実験及び訓練は、開成町町営住宅(木造平屋建約30㎡)2棟(昭和30年建築)を使用して行いました。

実験は、在来工法による木造住宅の耐震性について調査し、得られたデータを今後の補強対策等に役立てようとしたものです。

実験手順は、手動油圧ポンプを作動させ、油圧ジャッキにより建物に取り付けた鉄筋を徐々に引張り、建物の水平変形との関係(変形量5mmごと)をモニターで確認しながら、部材や外装材等の損傷状況を調査しました。

判定士の皆さんによる模擬訓練は、被災度調査実験で被災を受けた町営住宅を、災害対策本部(コーディネーター)からの指示を受けた判定士が2人1組となって「傾き」、「外壁の損傷」等の状況を主に目視で調査し、「判定調査票」に判定結果を記入するとともに、「要注意」や「危険」の判定標識を外壁に張りつけ、居住者への判定結果の説明をしたのち、本部への報告を行いました。

同様の手順で約15組の判定士の皆さんに順次行っていただきました。

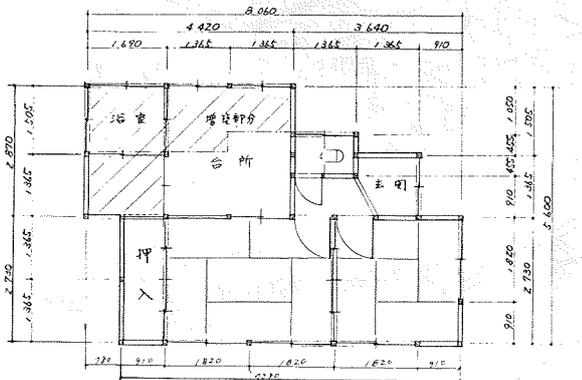
このように、判定士の皆さんに大規模地震の被災時におけるボランティアとして応急危険度判定の実験をしていただいたことは、今後の事業推進のうえからも大変有意義であったと考えております。

なお、被災度調査実験の結果等詳しい内容については、実験方法等のご指導をいただいた千葉大学の村上教授らをお招きして、来年2月開催予定の耐震化講習会で報告させていただくことを考えております。

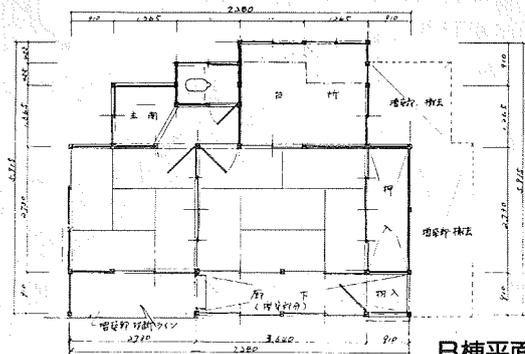
本号では、実験と訓練の方法、結果等の概要について次頁で簡単に触れさせていただきます。

実験による被災の状況は、加えた力は震度(マグニチュード)に換算すると7程度であり、建物自体が木造であることと、昭和30年に建築され老朽化が著しいことなどから、早い段階での損傷が予想されましたが、建物の傾斜が進むごとに外壁モルタルや内部壁にクラックが生じましたが、建具や窓ガラス、屋根瓦等には殆ど被害がなく、木造建物のねばり強さを再認識しました。

最後に、今回の訓練には訓練場所の関係もあり、(社)神奈川県建築士事務所協会小田原支部会員の方々を中心に参加していただきましたが、開成町をはじめ(社)神奈川県建築士事務所協会、(社)神奈川県建設業協会、(社)足柄建設業協会など多くの建築関係団体の皆さんにご協力いただきました。改めてお礼申し上げます。



A棟平面図



B棟平面図

■ 被災度調査実験の結果

○ 建物概要

- 仕上げ 屋根→ セメント瓦
- 外壁→ 押縁下見板貼り (判定調査のため南面一部モルタル塗り)
- 内壁→ 小舞真壁

[平成5年8月30日……A棟の引張り]

○ 実験順序

- ① 部材角約 1/30 = 89.63‰ まで加力する。
この時の荷重は400ガルに相当する3.06 tであった。
- ② 損傷状況を調査した後、荷重解除し、部材角約 1/50 = 53.37‰ の残留変形をしたところで判定調査訓練を実施。
- ③ 訓練実施後、更に水平荷重を加え、部材角 1/10 = 268.33‰ まで変形させるが、荷重は既に 3.4 t の最大荷重に達した以後は上がらず、危険が伴うことから実験を終了。

○ 建物の主な変化

- ① 部材角 1/150 (変形18‰) → 外壁モルタル窓下約2‰のクラック2カ所
- ② 部材角 1/50 (変形53.8‰) → 内壁土壁に割れ・浮き発生し、襖が歪む
- ③ 部材角 1/30 (変形89.53‰) → 北側基礎60‰の浮き上がり
内部押入れクラック顕著になる
- ④ 部材角 1/20 (変形134.2‰) → 玄関引違い戸と壁との隙間188‰になる
和室間の襖の撓みが極限になりはずれる

[平成5年9月1日……B棟の引張り]

○ 実験順序

- ① 部材角約 1/15 (3.8 t) まで変形させる

- ② 荷重解除し、部材角約 1/25 = 106.47‰ のところで判定調査訓練を実施。
- ③ 訓練実施後、実験を再開し、最大変形400.13‰ (部材角約 1/7) になったところで、大破・倒壊に近い状態となり実験を終了。

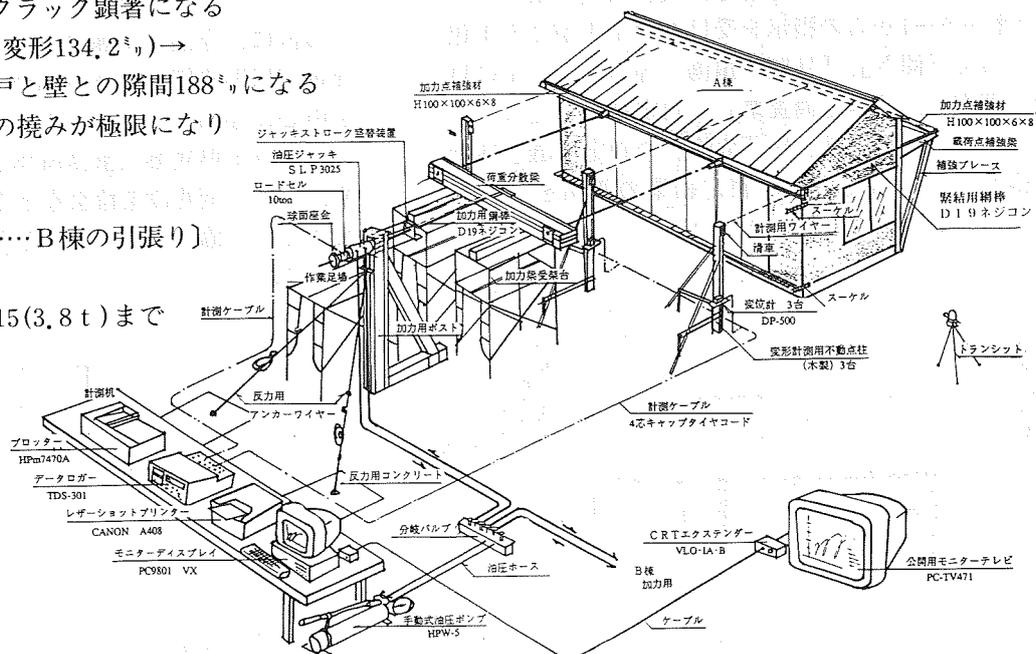
○ 建物の主な変化

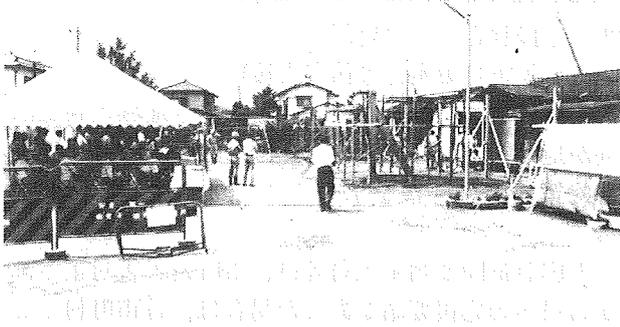
- ① 部材角 1/50 (変形53.8‰) → 桁行梁継手にずれ、妻側梁ひび割れ、外壁にクラック
- ② 部材角 1/15 (変形179.2‰) → 東妻側筋違破損
- ③ 部材角 1/10 (変形268.1‰) → 勝手口ガラス破損、床歪み発生、調理台せり上がり
- ④ 部材角 1/7 (変形400.1‰) → 天井大きく歪み、押入れ外部側柱や床の傾斜が大きい。

■ 判定士による模擬訓練の結果

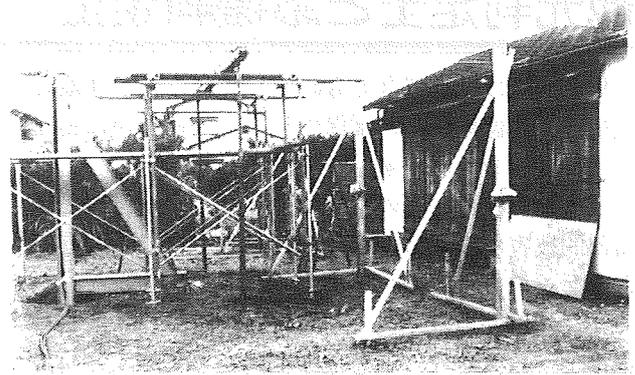
A棟の調査は、建物の傾斜と外壁クラックで判定することとなり、調査表の「要注意」の中間領域に該当するため、総合判定は全て「要注意」となりました。

一方、B棟の場合は建物の傾斜が 1/25 で、建物傾斜だけで判断すると 1/20 以下のため「危険」に近い「要注意」といえますが、構造上極めて重要な筋違の破断が生じたため、総合判定が参加17組中「危険」10組と「要注意」7組に分かれ、個々の項目についてもランク分けに食い違いが生じました。

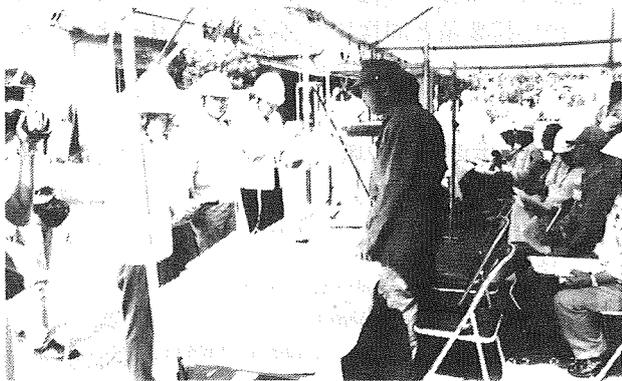




模擬訓練会場全景



被災度調査実験装置の状況 (A棟)



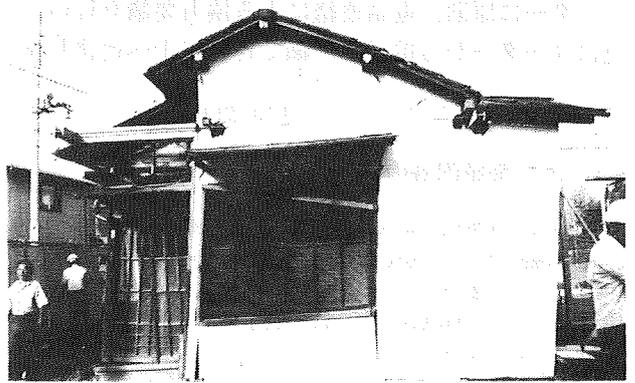
コーディネーターから判定要請を受ける判定士の皆さん



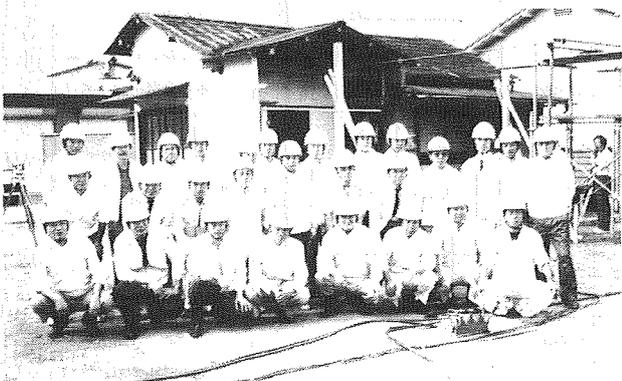
日棟の判定調査を行う判定士



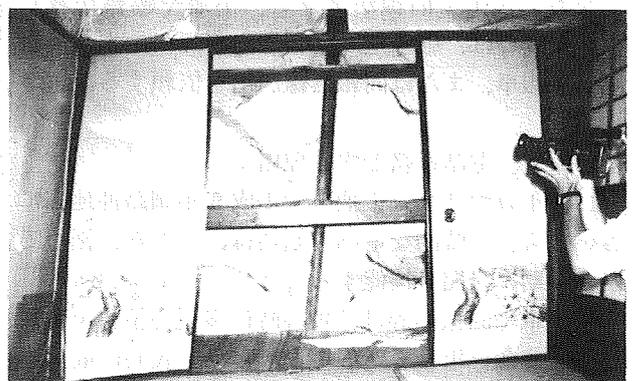
居住者役の協議会職員に判定結果を説明する判定士



日棟を最大変形させた状態 (部材角約1/7)



訓練に参加した判定士の皆さん



同上日棟内部の状態

地元判定士と応援判定士

判定実施は、講習会でも説明しているとおり地震発生後、緊急輸送路が確保され次第、速やかに実施することとしています。

地震の規模や被害の程度にもよりますが、例えば局部的被害の場合は、地元の判定士だけでも対応できるケースも考えられます。

また、県内全域で被害が発生し全市町村に災害対策本部が設置され、応急危険度判定を実施する場合は、県外からの応援を除けば、全て地元判定士で対応せざるをえないこともあります。

ある市町村で、その市町村全域の応急危険度判定を実施する場合に、地元判定士だけの1、2日の判定調査だけではとても処理できない場合、他市町村在住の判定士に応援を要請することとなります。

そこで、市町村災害対策本部の傘下で判定作業の協力を求める判定士への応援要請は、次のとおり地元判定士と応援判定士に区分して対応することを検討しています。

(1) 地元判定士への要請

協議会が作成した「震災建築物応急危険度判定士名簿」をもとに、当該市町村判定士会（仮称）のリーダーに原則、電話連絡による協力要請を行い、更にリーダーから電話連絡網で各判定士へ連絡します。

要請内容の例

〇〇市町村災害対策本部から、応急危険度判定の協力をお願いします。
 ____日の地震により____地域一帯に建築被害が発生し、____日からの判定を実施することとなりました。
 ____日 ____時に〇〇市庁舎の____に参集されるよう、伝達してください。
 担当コーディネーターは、△△課□□です。

なお、NTT回線がダウン（不通や幅帯が著しい）の場合は、応急危険度判定主務課から本部事務局へ広報車、または同報無線利用を依頼する。

※ 原則、電話連絡とする理由：

1989年ロマプリータ地震や平成5年釧路沖地震においても、一時的な電話の幅帯はあったが、極めて早い時期に復旧し機能すること

広報車や同報無線は、災害時に多くの情報を住民に流す使命を担っていることから、一義的に電話連絡網によるものとする。

(2) 応援判定士への要請

（県災害対策本部の後方支援）

市町村災害対策本部は、判定すべき地域の判定活動が地元判定士の協力のみでは困難な場合は、県災害対策本部に応援を求めることができることとする。

県応急危険度判定主務課は、市町村災害対策本部から県への応援要請があった場合は、各市町村ごとの受入れ希望人員を考慮し、応援要請の連絡を行う判定士会（仮称）の範囲を定め、地元判定士への応援要請と同様に、判定士会のリーダーに対し電話連絡網により協力要請を行う。

伝達内容の例

神奈川県災害対策本部より、応急危険度判定の協力をお願いします。

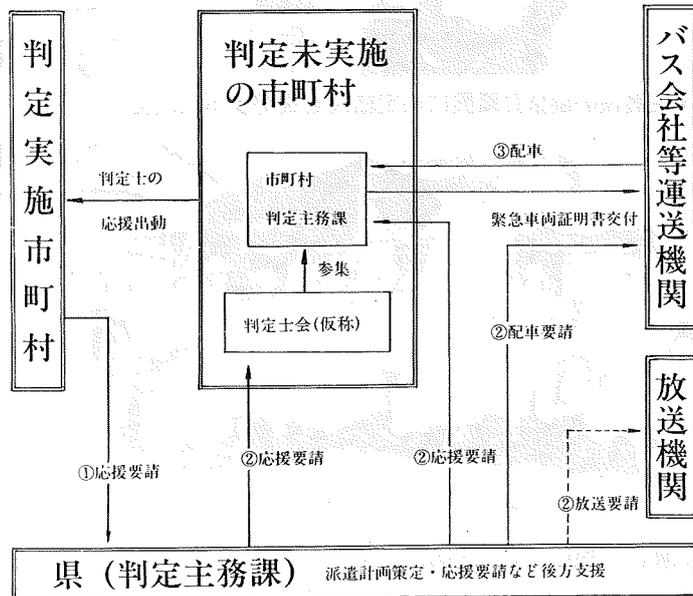
- 1 判定を行う市町村名：〇〇市
- 2 参集日時：△△日〇〇時
- 3 参集場所：所定の市庁舎
- 4 希望判定士数： 人（1日あたり 人程度）
- 5 その他必要な事項：

応援判定士に集まっていた場合には、災害対策本部（コーディネーター）は必ず応援判定士と地元判定士がペアになるようなチーム編成を考慮します。

※ 震災建築物応急危険度判定士名簿：

各市町村の判定主務課で管理していますので、いずれの市町村に応援にいかれても支障はありません。

（参考） 応援判定士等派遣の支援体制（案）



判定士の組織と連絡網

判定実施の要請が具体的にどのように行われるのか、また、判定活動の場所はどこになるのかという質問が講習会で多数寄せられていますので、判定実施時の連絡や集合を円滑に行うために、次のとおり地域ごとに判定士の皆さんにグループを作っていたり、あらかじめ集合場所等も定めておくことを検討しています。

1 判定士の組織

判定士に対する日常連絡、訓練及び判定実施時の連絡集合など、判定活動の円滑化を図るため、地域ごとに判定士会（仮称）を設置する。

2 判定士の集合及び受入れ場所

判定士の集合及び受入れを混乱なく行うため、あらかじめ市区町村ごとに集合場所、受入れ場所を定めておき、判定士は、出動要請を受けた場合には、原則として住所地の市区町村指定場所に参集する。

ただし、地理的事情、道路交通事情等により上記指定場所に参集することが困難な場合には、別の最寄りの集合場所に参集することとする。

3 判定士に対する連絡

判定士会（仮称）ごとに電話連絡網を定める。

地元判定士に対する出動要請は、原則として電話連絡網、同報無線、広報車により行う。

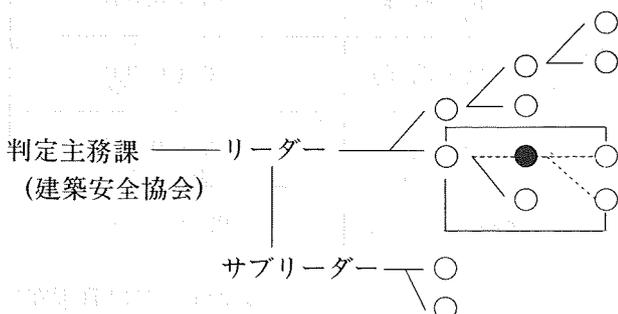
応援判定士に対する出動要請は、原則として電話連絡網により行う。なお、必要に応じて放送機関を通じて行うことも考えられる。

連絡の内容は、出動日、集合場所、出動先（受入れ場所）とする。

4 電話連絡網

各判定士は、電話連絡網により、次のとおりにそれぞれ2名ずつに連絡を行い、連絡網の最終者は、リーダー又はサブリーダーに報告する。

また、連絡網の次の人が電話回線の分断等で連絡不能の場合（●印）は、更に次の2名に連絡する。



判定標識例について

判定士の皆さんに判定調査後、判定結果をもとに判定標識を貼付していただくこととしており、講習テキスト（P13）に判定標識例が掲げてありますが、これについて関係者や判定士の皆さんから主に次のようなご意見をいただきました。

1 「安全」について

被害が若干ある場合においても、あたかも判定表示後に発生する余震等に対して安全を保証するものであることの誤解を生じるおそれがある。

2 「危険」標識中の記載文について

「補修または補強を行った後、立ち入り、利用して下さい。」は、建物の一部分を立ち入り禁止としているのかどうか不明瞭である。

応急危険度判定は被災直後に応急的、かつ限られた時間で所定の調査表に基づく判定であることから、おのずと限界があります。

そこで、皆さんからのご意見をふまえ応急危険度判定が、被災建築物の安全性について情報提供をし、危険回避等を促すことに主眼をおき、標識内容として次のとおり変更することを検討しています。

(案)

〔現行(テキスト)標識例〕 〔変更標識例〕

安全 <small>(応急危険度判定済)</small> 判定日時：平成 年 月 日 時 この建物を応急に判定した結果、被災程度は少ないと判断されましたのでお知らせします。 ○○市(町村)災害対策本部 電話 ー ー

<small>(応急危険度判定)</small> 判定済 判定日時：平成 年 月 日 時 ○○市(町村)災害対策本部 電話 ー
--

要注意 <small>(応急危険度判定済)</small> 判定日時：平成 年 月 日 時 この建物を応急に判定した結果、被災が認められます。立ち入りには十分注意して下さい。また建築士に補修・改修についての詳細な調査を依頼して下さい。 ○○市(町村)災害対策本部 電話 ー
--

<small>(応急危険度判定)</small> 要注意 判定日時：平成 年 月 日 時 ○○市(町村)災害対策本部 電話 ー
--

危険 <small>(応急危険度判定済)</small> 判定日時：平成 年 月 日 時 この建物を応急に判定した結果、被災程度が著しく危険と判断されます。建物に立ち入り、または利用する場合は、建築士に相談し、補修または補強を行った後、立ち入り、利用して下さい。 ○○市(町村)災害対策本部 電話 ー
--

<small>(応急危険度判定)</small> 危険 (立ち入り注意) 判定日時：平成 年 月 日 時 ○○市(町村)災害対策本部 電話 ー

なお、上記標識の貼付のほか、建物所有（管理）者向けに、応急危険度判定結果に対する説明資料を別途配布する予定です。

■ 講習会実施結果

(平成4年度)

平成4年度の講習会は、平成4年7月27日の横浜ワークピアでの開催を皮切りに、10月16日までの間に県内各地域で合計28回開催いたしました。

講習初年度で、制度の周知が十分でなかった点もありましたが、皆さんのご協力のおかげで、合計で2,155名（一般1,663名、行政職員492名）の方々にご参加いただきました。

(平成5年度)

今年度の講習会については、年間を通じて行うこととし、上半期と下半期の2期に分け、上半期は横浜市各区内で、6月17日から7月27日までの間に計8回開催いたしました。

受講された方は、645名（一般631名、行政職員14名）となっております。

下半期は、県内各地で計12回の講習会を計画し、既に9月16日を皮切りに12月1日までの間に実施しております。

■ 判定士登録状況

判定士の登録状況ですが、一般の方で判定士の認定申請をしていただき、登録された方は、昨年度末では1,526名（受講者の約92%）であり、今年度に入り昨年度受講者も含めて登録された方は、10月31日現在1,123名であり、累計では、2,649名となっております。

登録された判定士の性別、資格、年齢、職業別分類を次表のように参考までにまとめてみました。

なお、設計監理業関係者の割合が高くなっているのは、昨年度主に建築事務所関係者を中心に講習参加を呼びかけた結果であると考えられます。

判定士登録者の分類

項目	分類	人数 (%)	項目	区分	人数 (%)
性別	男	1,478 (96.85)	職業	設計監理業	854 (55.96)
	女	48 (3.15)		建設業	462 (30.28)
資格	一級建築士	1,046 (68.55)		保守管理業	24 (1.57)
	二級建築士	460 (30.14)		製造業	23 (1.51)
	木造建築士	8 (0.52)		団体	23 (1.51)
	検査資格者	12 (0.79)		不動産業	14 (0.92)
年齢	20、30才代	392 (25.69)		教育・研究	13 (0.85)
	40才代	553 (36.24)		警察・消防	6 (0.39)
	50才代	356 (23.33)		公社・公団	5 (0.33)
	60、70才代	225 (14.74)		無職・その他	102 (6.68)

(平成5年3月31日現在)

■ 神奈川県西部地震被害想定調査結果の概要

「県西部地震」は、昨年、国の中央防災会議が対策の基本指針を発表した「南関東地域直下の地震」のうちの一つのタイプとして考えられている地震です。

以前から切迫性が指摘されていたため、県では、平成元年度より、この地震対策に取り組み、地震規模はマグニチュード7クラス、影響する範囲は、震源から概ね20～30km程度など、地震像を明らかにしてきました。

これらを踏まえ、被害の防止と軽減に役立つ防災対策を把握するため、平成3年度より県環境部に、関係機関の協力を得て、学識経験者等で構成する「神奈川県西部地震被害想定調査等委員会」を設置して調査を実施してきましたが、本年5月にその調査結果が発表されました。

調査対象地域は、茅ヶ崎市・海老名市以西の8市11町(地震防災対策強化地域)ですが、地震動・津波については、全県を対象に調査しています。

(主な想定結果)

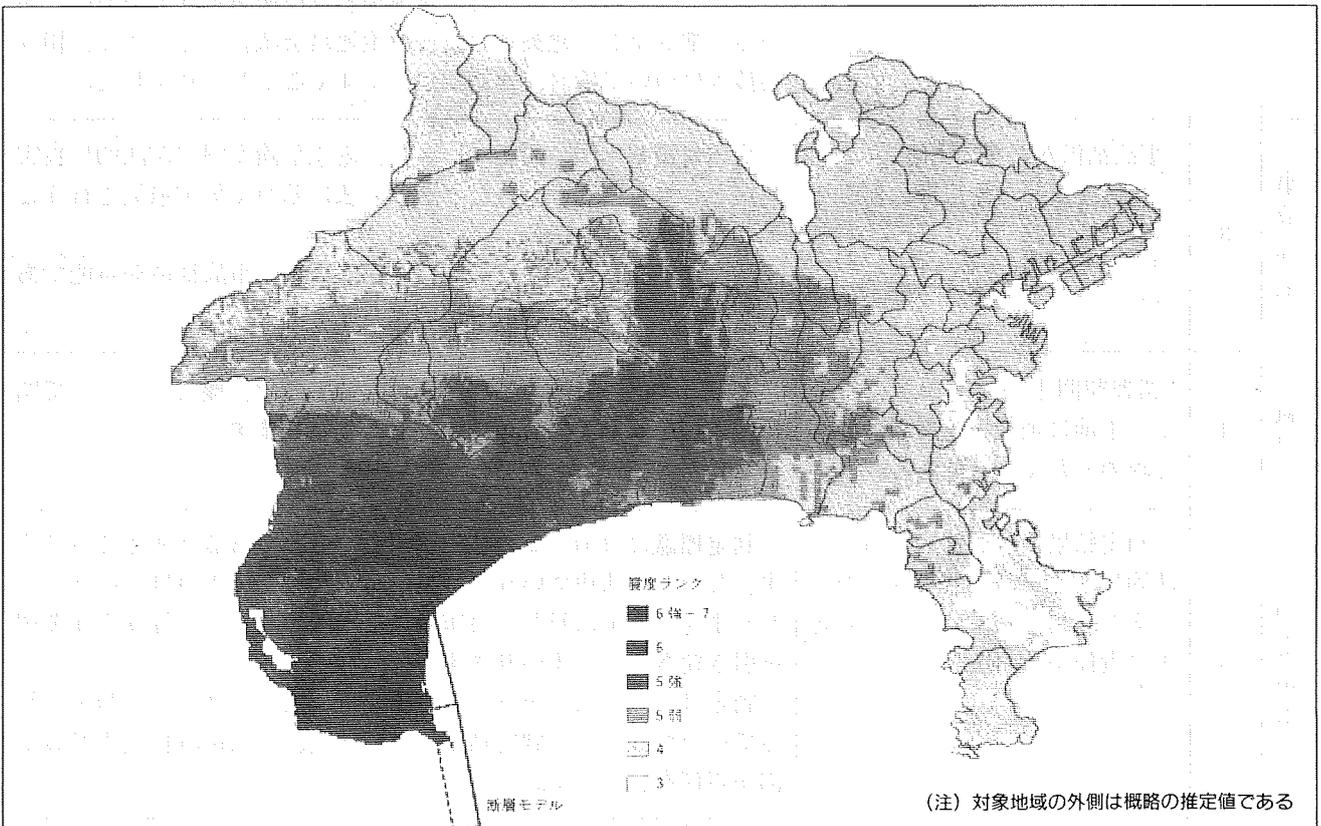
- ①震度……県西部では、震度6となる地域が約25%、震度5となる地域が約60%、他の地域が震度4以下。
- ②津波……相模湾沿岸の各地及び三浦半島西岸に数分から十数分で津波が到達。最大波高は4m。
- ③建物……木造では17%近くの建物に大きな被害。
- ④人的被害……建物倒壊や崖崩れなどにより、死者約6,800人が発生し、被災住民は約3万世帯、約8,500人。

また、被災後とられる各応急活動の状況を想定し、そのシナリオを作成しました。

(建物の被害想定結果)

構造種別	総棟数 (%)	大破 (%)	中破 (%)
木造	368,140 (85.75)	23,775 (6.46)	49,405 (13.42)
RC系	15,842 (3.69)	502 (3.17)	616 (3.89)
S系	43,131 (10.04)	1,890 (4.38)	4,232 (9.81)
その他	2,160 (0.50)	216 (10.00)	172 (7.96)
計	429,273 (100.00)	26,383 (6.14)	54,425 (12.67)

想定震度分布図 (全県)



■ 講習会での質問に対する回答（その1）

講習会において皆さんから多数のご質問やご意見・要望が寄せられました。改めてお礼申し上げます。

応急危険度判定制度そのものが、わが国でも、新しい事業であり、実際に判定作業を行う場合には、皆さんのご指摘のとおり、さまざまなケースが生じると考えられます。

昨年度の講習会で寄せられました質問は90数項目と多岐にわたっています。

今回は、その中から特に質問が多かった項目について、その後の検討結果も含めてお答えいたします。

なお、今回ご紹介できなかった項目についても、今後何回かにわたって順次回答していきたいと考えております。

また、（お知らせ）のコーナーで述べました項目については省略いたしました。

項目・No.	質 問	回 答
講習会・認定など	1 再講習など復習やトレーニングが必要ではないか。	現在、再講習は考えておりません。 トレーニングについては、本年9月に7都県市の合同防災訓練の一環として模擬訓練を実施しましたが、今後も機会をとらえて各地域で訓練が行えるよう検討したいと考えております。 多数の方が参加することは、物理的にも困難がありますので、この「判定士だより」で情報提供してまいります。
	2 他県（例、静岡県）の活動に参加できるか。また、他県にも応援に行くことがありえるか。	現在は、他県への参加、応援について協議が行われておりませんが、静岡県とは従来から担当者会議を実施しており、判定士の相互応援協定について早急に検討する予定です。 また、国においては7月に東海地震及び南関東直下型地震に係わる1都9県と「建築物の震後対策連絡会議」を発足させ、相互応援等について検討、連絡調整してゆくこととなりました。
事故補償	3 事故補償が必要である。 補償が決まった以降に活動すべきである。	災害対策基本法の改正がなされ、応急危険度判定が法的に災害対策として位置づけられたときは、法に基づく災害補償を行うこととなります。 法改正がなされるまでの間は、保険による事故補償が可能であるかどうかについて検討を進めております。
職場	4 調査期間中の欠勤などについて、事前に企業・管理者の了解を求めておくべきである。	企業・職場の協力、理解が不可欠ですので、機会をとらえて関係団体等を通じて協力要請を行ってまいります。
判定結果	5 判定結果は、居住者に対して法的拘束力を持たせるべきだ。 また、判定結果について判定士に責任が及ぶことがあるか。	判定標識には何らかの法的拘束力が必要であると考えております。しかし、法律でいう「応急対策」として位置づけがなされておられません。国に対して災害対策基本法の改正等を行うよう要望を引き続き行ってまいります。 判定は、調査表のチェックポイントに従って客観的に判定を行っていただきます。判定結果については、当該市町村災害対策本部が責任を負います。

項目・No.	質 問	回 答
6	調査建物はすべて写真をとっておく必要があるのではないか。(写真を併用したほうが、判定を行う場合に効果的である。)	写真をとっておくことは、確かに判定作業や後日の判断等に極めて効果的ではありますが、カメラの持参問題や即座に現像する事は事実上困難と思われまますので、今後の課題とさせていただきます。
7	S造、RC造について、外観で「危険」、「要注意」の場合には内部調査は行うのか。また、ある階で同様の場合、上階の調査は。	調査は判定士の判断で行っていただきます。内部調査は、時間を要することが考えられますので、外部調査で判定が可能な場合は、内部調査は省略します。(テキスト22P参照)。また、RC造の構造体の損傷度調査は最も被害が大きい階で行っていただきます。(RC造の判定調査表2枚目の記入要領参照)
8	1棟あたりの所要時間が短い。形式調査に終わる恐れがある。	建物の規模等により一概には決められませんが、応急危険度判定の趣旨を理解していただき、木造で10~15分、鉄骨造及びRC造で30分程度を目安にお願いいたします。
9	傾斜計等の資器材を用意すべきである。	判定に必要な備品については、今後とも整備に努めてまいります。
10	2人の判定が異なる場合の扱いは。2者の判定を併記するのか。	どうしても2人の判定がまとまらない場合は、厳しいほうの判定標識を貼付し、調査表の備考欄にその旨明記して、後日行政庁の職員が再調査します。
11	RC造は、スパンが外観から判別できない場合やGL工法等で柱梁が見えない場合がある。	損傷が出ているとおおよそ見当がつくと思われまますが、被害も少なく、柱の位置が判断できない場合は、調査は省略せざるをえません。鉄骨造も含めて躯体が見えない場合も、その部分の内部調査は省略します。
12	壁式の耐力壁はどこで判断するのか。すべて耐力壁として扱ってよいか。ラーメン構造の耐力壁の扱いは。	短い壁(45cm以下)は除外し、その他はすべて耐力壁として扱うこととします。応急危険度判定においては、ラーメン構造は柱・梁の損傷度で判定を行い、耐力壁は除外しています。(耐震診断法の考えはとっていない。)
13	SRC造が入っている理由は。RC造の準用でよいか。	SRC造は、基礎杭等の破壊を除けば、倒壊に至るような、被害は少ないと思われまます。調査の要否はコーディネーターの指示にもよりますが、いずれにしても落下物等の調査は、RC造に準じて行ってまいります。
14	建物傾斜の1/〇〇の工学的根拠は。鉄骨造のAランク1/200以下、Bランク1/200~1/50は極端に思えるが。	仕上材も含めて1/200以下であれば被害は起こらない。また1/50を越えなければ、骨組に大きな被害は生じないとの考えに立っています。設計基準で定めている範囲をそれぞれ、A、Bランクとしています。

判定活動

建物の「応急危険度判定」制度

地震で被害を受けた建物が使用に耐えるかどうか、迅速に判定を下し、二次災害に備える「応急危険度判定」システム。その導入に向けた準備が静岡県や神奈川県で進んでいる。両県は、建設省が設けた基準に従って応急危険度判定士の養成を始めており、すでに四千人と二千人を登録した。各地に広がるのが期待される制度だが、運用面などにまだ問題点が残っている。

米山 正寛（東京・科学部）

建築物の地震防災です。求められる耐震設計については、一九八〇年の建築基準法施行令の改正で、設計上の強化がなされた。また倒壊の不安がある古い建物についても、事前に調査し対策を立てる耐震診断の実施が徐々に進んでいる。

これは別に、地震で傾いたり、ひびが入るなどの被害を受けた建物について、自治体の主導で、補強が必要か、取り壊すべきか、といった判断をし、余震による倒壊など被害の拡大を防ぐとするのが、応

はそれぞれ一万人と六千人。判定士は地震発生後、ボランティアとして作業に当たる。まず防災拠点や避難所になる建物を優先して判定することになる。

実績の積み重ねが必要

なお運用面などに課題



模擬訓練で傾いた木造住宅を、2人の判定士が「要注意」と判定し、黄色のステッカーを張った
 〓神奈川県開成町で

神奈川県は先ごろ、解体前の公営木造住宅を使って初の模擬訓練をした。震度6（烈震）以上に相当する力を加えた後、判定士が傾きや外壁の亀裂、ガラスの損傷具合などを点検し、安全、要注意、危険のどれに当たるかの判定をした。国内で実際に起きた地震で判定をした例はない。

基準の開発を手がけてきた村上雅也・千葉大教授は「大切なのは、運用の仕方だ」と指摘する。

安全と判定した建物が壊れた場合の責任、判定作業中の事故補償、などが検討課題として残っている。現状では判定士の登録も各県ごとの制度に過ぎないた

め、判定士は自分の県でない地域の判定もできるのか、といった問題もある。海外では八九年、米国のロマプリータ地震で本格的な取り組みが始まった。昨年の米ランダース地震の被災地を視察した財団法人都市防災研究所の小川雄二郎研究部長は、今月の日本建築学会大会で「判定表示が具体的に、改善が進んでいる」と報告。「日本では初めから大がかりに考えず、小規模の被害地震で実績を重ねることが大切。修理までを見届ける姿勢も必要だ」と述べた。

七月の北海道南西沖地震では、地震動による建物の被害は比較的少なかった。

東大生産技術研究所の岡田恒男教授は「地盤の悪い所などで損傷は見られたが、数が少なく個別対応で間に合った」と話す。ただ、基礎のくいがひどく壊れたのに傾かなかった校舎もあり、「基準に補足が必要かもしれない」という。

ほかに東京都なども、応急危険度判定の実施を検討し始めている。建設省建築物防災対策室の磯田桂史室長は「建設省も各都道府県と連絡を取り、運用体制を整備したい」と話す。被害の拡大を抑える判定作業への関心が、防災・建築関係者の間に高まることを期待したい。

（朝日新聞／全国版「主張・解説」平成5年9月23日より）

判定士だより創刊号

平成5年11月30日発行
 発行 神奈川県建築物震後対策推進協議会
 協議会事務局：神奈川県都市部建築指導課
 〒231 横浜市中区日本大通1 ☎045(201)1111(代表)
 編集 神奈川県建築物震後対策推進協議会
 財団法人 神奈川県建築安全協会

編集室から

街は秋から冬の装いとなり、今年も余すところ1カ月となりました。

大変遅くなりましたが、どうにか年内に発行することができました。今後、年1回は発行していきたいと思っています。ご意見等がありましたら事務局までご連絡下さい。